

第1編 総論

第1編 総論	第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	2
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
	第4章 県の地域特性	13
	第5章 県国民保護計画が対象とする事態	22
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連等施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章 県対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報及び避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集・提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 交通規制	
	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国の基本指針及び愛媛県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務を踏まえ、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

ア 県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 県が実施する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項

オ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

カ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

キ その他、知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

第5編 復旧等

第6編 緊急対応事態への対応

資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続**(1) 県国民保護計画の見直し**

国の基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、愛媛県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は行わない。

4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化やボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮し、自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、同機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 県地域防災計画等の活用

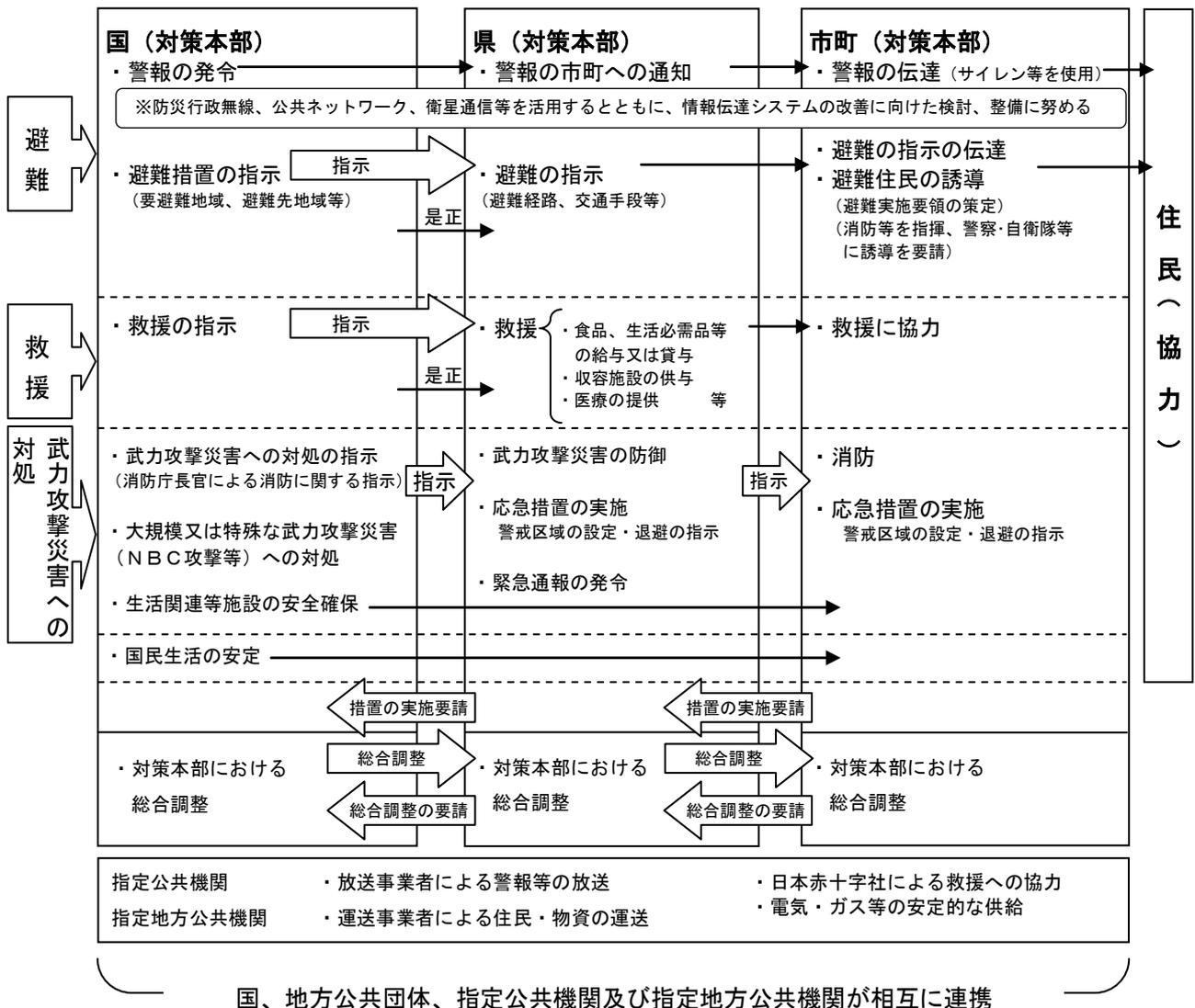
県は、国民保護措置が現行の愛媛県地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）（以下「県地域防災計画」という。）、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県原子力防災計画」という。）及び愛媛県石油コンビナート等防災計画（以下「県石油コンビナート等防災計画」という。）における自然災害、事故災害、原子力災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取り組みを活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、同措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握し、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

なお、国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次の図のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部	11 各種情報の収集分析 12 交通規制 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 14 住民の避難誘導

市町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 (松山財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (松山税関支署、今治税関支署、 新居浜税関支署)	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 (愛媛支局)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材（国有林材）の調達・供給
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 四国支部	1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全

四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川 国道事務所、松山港湾・空港整備 事務所、山鳥坂ダム工事事務所、 野村ダム管理所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 (松山空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (松山海上保安部、今治海上保安 部、宇和島海上保安部、新居浜海 上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武 力攻撃災害への対処に関する措置

自衛隊の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実 施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 (呉地方総監部)	
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	

指定公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター、愛媛医療センター)	1 医療の確保
独立行政法人水資源機構 (池田総合管理所)	1 新宮ダム、富郷ダムの保全及び災害復旧
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字社 (愛媛県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣または派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 (松山放送局)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社 (四国支社)	1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
本州四国連絡高速道路株式会社 (しまなみ今治管理センター)	1 国道317号有料部分の改築、維持及び修繕 2 国道317号有料部分の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 (安全推進室) 日本貨物鉄道株式会社 (松山営業所)	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 (愛媛支店) 株式会社NTTドコモ (四国支社愛媛支店) KDDI株式会社 (四国総支社) ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課)	1 避難施設における電話、その他通信設備の臨時設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

<p>四国電力株式会社 (伊方発電所、西条発電所、松山支社、宇和島支社、新居浜支社) 中国電力株式会社(本社)</p>	<p>1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施</p>
<p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>1 電力供給の確保</p>
<p>電源開発株式会社 (西日本支店高松事務所)</p>	<p>1 電力施設の保全及び復旧</p>
<p>ジェイアール四国バス株式会社 (松山支店)</p>	<p>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続</p>
<p>日本航空株式会社 (松山支店) 全日本空輸株式会社 (松山支店)</p>	
<p>佐川急便株式会社 (松山営業所) 四国西濃運輸株式会社 (松山支店) 日本通運株式会社 (松山支店) 四国福山通運株式会社 (松山東支店) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)</p>	

指定地方公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先を示す。なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知される。また国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）の連絡先については、県国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

資料1-1：指定地方公共機関

資料1-2：県支部（主な出先機関）

資料1-3：市町

資料1-4：消防機関

資料1-5：警察機関

第4章 県の地域特性

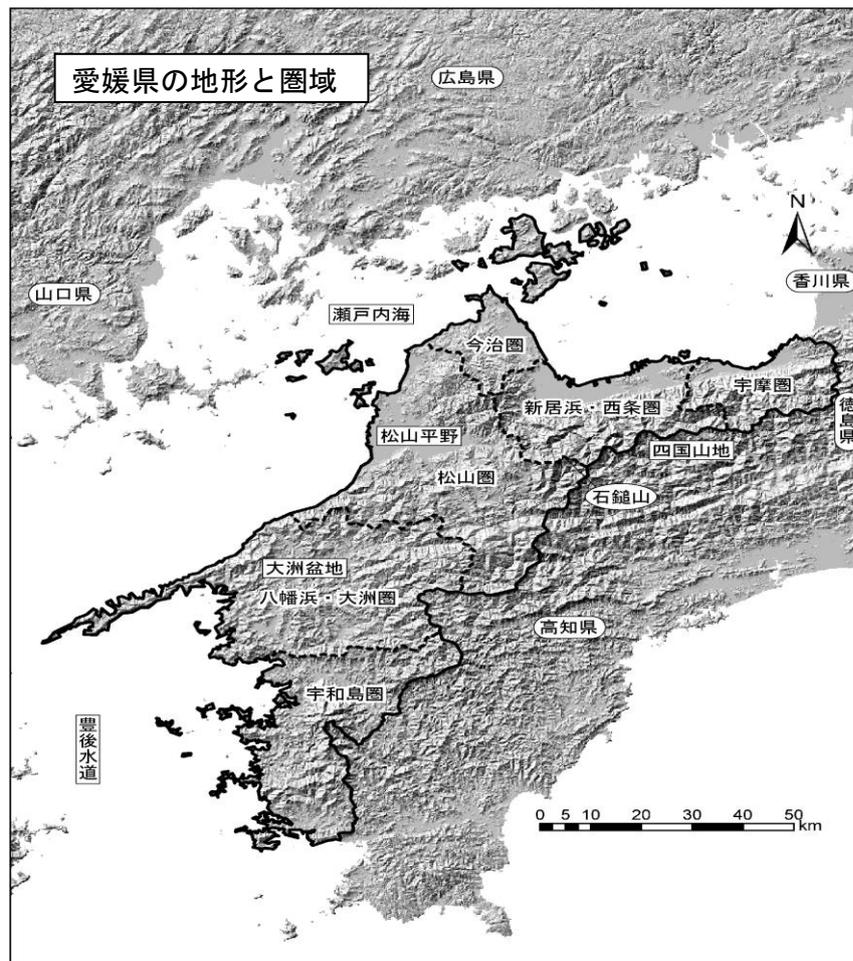
県が、国民保護措置を適切に実施するに当たり考慮しておくべき地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。なお、本県を6つの圏域に区分し、圏域ごとに地域特性を記述する。

(1) 地形

本県は、四国の北西部に位置し、北は瀬戸内海に、西は宇和海に面しており、海上には大小200余りの島々が点在している。

地形は、県を東西に横断する中央構造線を境に、北側はなだらかで沿岸部には平野が多く、南側は西日本一の石鎚山(1,982m)や四国カルストなど急峻な四国山地が連なり、山地や盆地の多い地形となっている。県東部は香川県、徳島県と接し、県南部は四国山地を境に高知県と接している。また、県北部は、瀬戸内海の島々で広島県、山口県と接しており、県西部は、豊後水道を挟んで大分県と接している。

総面積は5,677km²で、このうち森林が70%を占め、海岸線は1,701kmと全国5位の長さとなっており、特に宇和海沿岸は複雑な地形となっている。



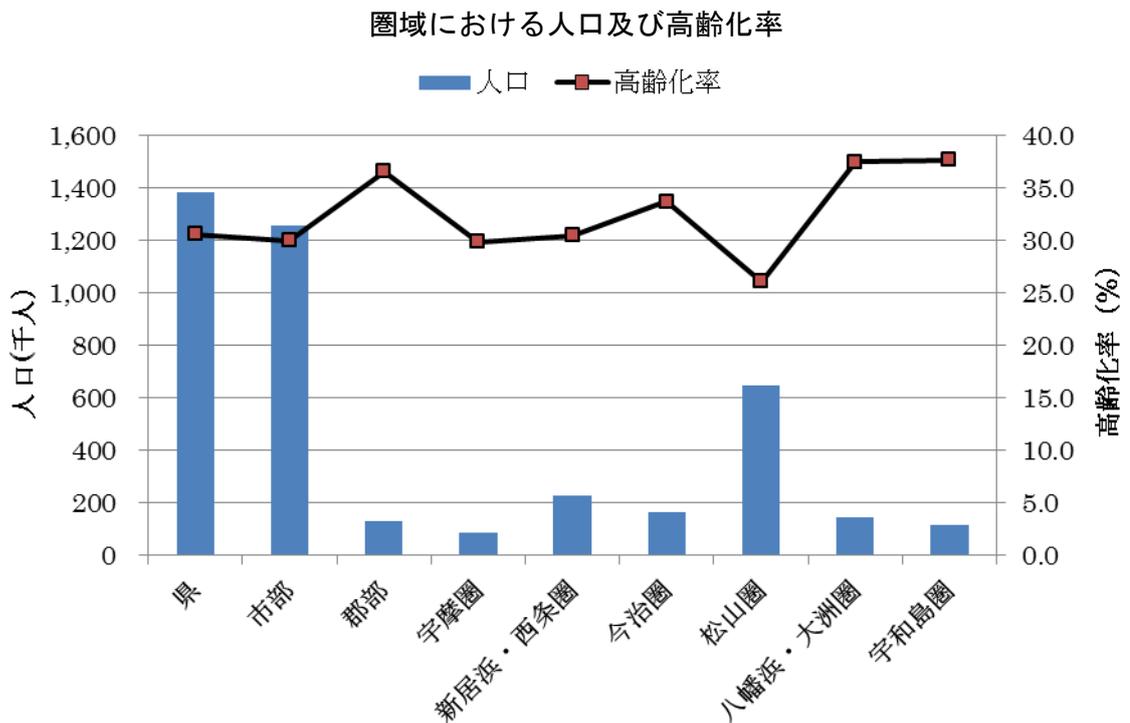
(2) 人口分布

県内の人口は、平成27年10月1日現在で、1,385,262人（男性654,380人、女性730,882人）であるが、その分布は、市部に1,255,330人と全体の90.6%が集中している。

地域別では、四国中央市の宇摩圏域87,413人（6.3%）、新居浜市・西条市の新居浜・西条圏域228,077人（16.5%）、今治市を中心とした今治圏域165,249人（11.9%）、松山市を中心とした松山圏域646,055人（46.6%）、八幡浜市・大洲市を中心とした八幡浜・大洲圏域144,324人（10.4%）、宇和島市を中心とした宇和島圏域114,144人（8.2%）となっており、松山圏域に約半数の人口が集中している。

また、県内人口のうち65歳以上の高齢者の割合は、30.6%となっている。

地域別では、宇摩圏域29.9%、新居浜・西条圏域30.5%、今治圏域33.7%、松山圏域26.1%、八幡浜・大洲圏域37.5%、宇和島圏域37.7%となっており、市部と郡部の比較では、市部30.0%であるのに対し、郡部36.6%と、6.6ポイント高い。



(3) 気候

本県の気候は、宇摩圏域、新居浜・西条圏域、今治圏域、松山圏域の瀬戸内海地域と八幡浜・大洲圏域、宇和島圏域の宇和海地域に大別される。

松山地方気象台の2年間の風向を見ると、年間を通じて東から北東と、西の風が多く、春と夏はこれらに加え西南西の風が多くなっている。

本県に影響を与える季節風としては、冬期の大陸高気圧から吹き付ける北西風と、夏期の太平洋高気圧から流れ込む南東風がある。

瀬戸内海地域の気候の特徴は、いずれの季節風に対しても周防山地や石鎚山地の風下側にあたるため、降水量は少なく、晴天・乾燥となりやすく穏やかな気候であり、宇和海地域の気候の特徴は、いずれの季節風に対しても、風向きにより直接影響を受けるため、降水量が多い。また、冬期の山間部には積雪が見られる。

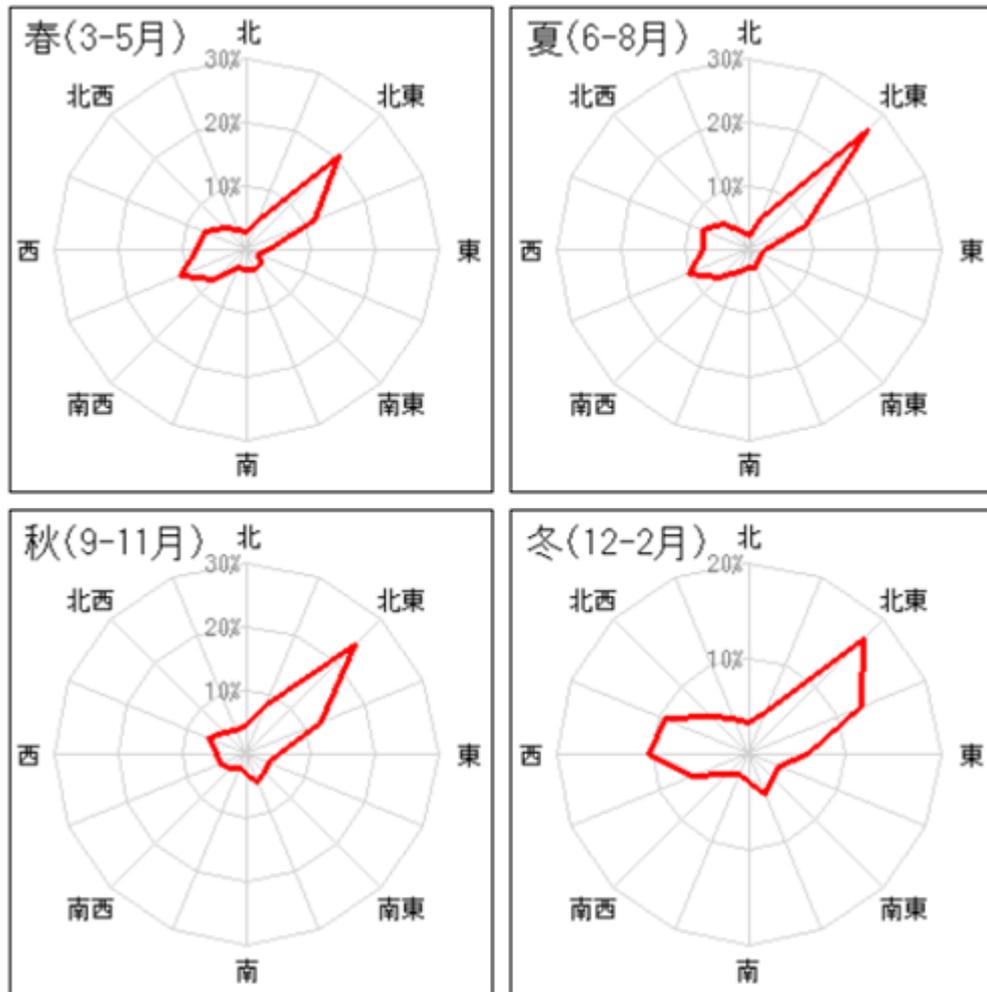
年平均気温、年平均降水量（昭和56年(1981)～平成22年(2010)の30年間平年値）は、瀬戸内海側の四国中央では16.2℃、1322.5mm、新居浜では16.5℃、1305.3mm、今治では15.9℃、1219.9mm、松山では16.5℃、1314.9mmである。宇和海側の大洲では15.6℃、1648.8mm、宇和島では16.8℃、1648.5mmである。年平均気温は両地域で変化は見られないものの、年平均降水量では、宇和海側が、瀬戸内海側と比べ、約300mm程度多くなっている。

月平均降水量（昭和56年(1981)～平成22年(2010)の30年間平年値）は、瀬戸内海側では6、9月に多く、それぞれ梅雨と台風に伴う降雨である。宇和海側では6月に最も多く、梅雨に伴う降雨である。年間を通じて夏期に月平均降水量が最も多く、瀬戸内海側では200mm程度、宇和海側では250mm程度である。また、8月において月平均降水量がやや減少する傾向である。

本県の風向風速は、冬期に北西の季節風の影響により西から北の風が強く吹き、夏期に南東の季節風の影響により南寄りの風となる。特に、冬期の山間部では、強い北西の季節風に降雪を伴うことが多い。夏期の沿岸部及び都市部における、南東の季節風は比較的弱く、高温多湿であり、海陸風の交替時には風現象が見られる。

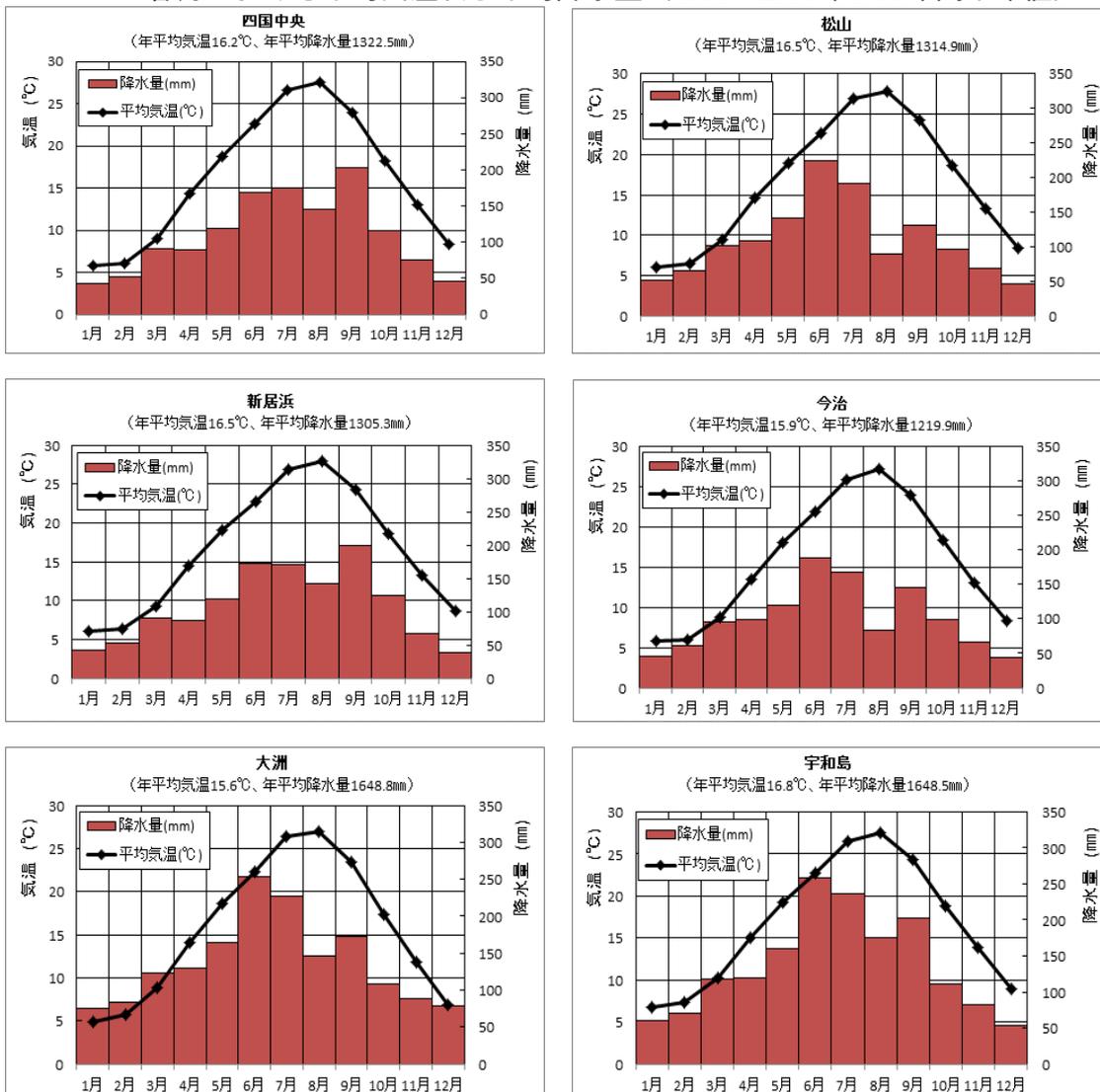
また、本県では、春から梅雨期にかけて瀬戸内海を中心に、濃霧の発生が見られる。

松山地方気象台の風向出現率



松山地方気象台観測 2016~2017年の2か年の10分間平均風向から算出

各月における平均気温及び平均降水量（1981～2010年の30年間平年値）



(4) 道路の位置等

県内道路の総延長は、平成28年4月1日現在で、18,180kmであり、道路改良率は、平成28年4月1日現在で、国道・県道合わせて75.1%と、全国平均の85.0%を大きく下回っている。市町道も、50.4%と、全国平均の58.8%を下回っている。

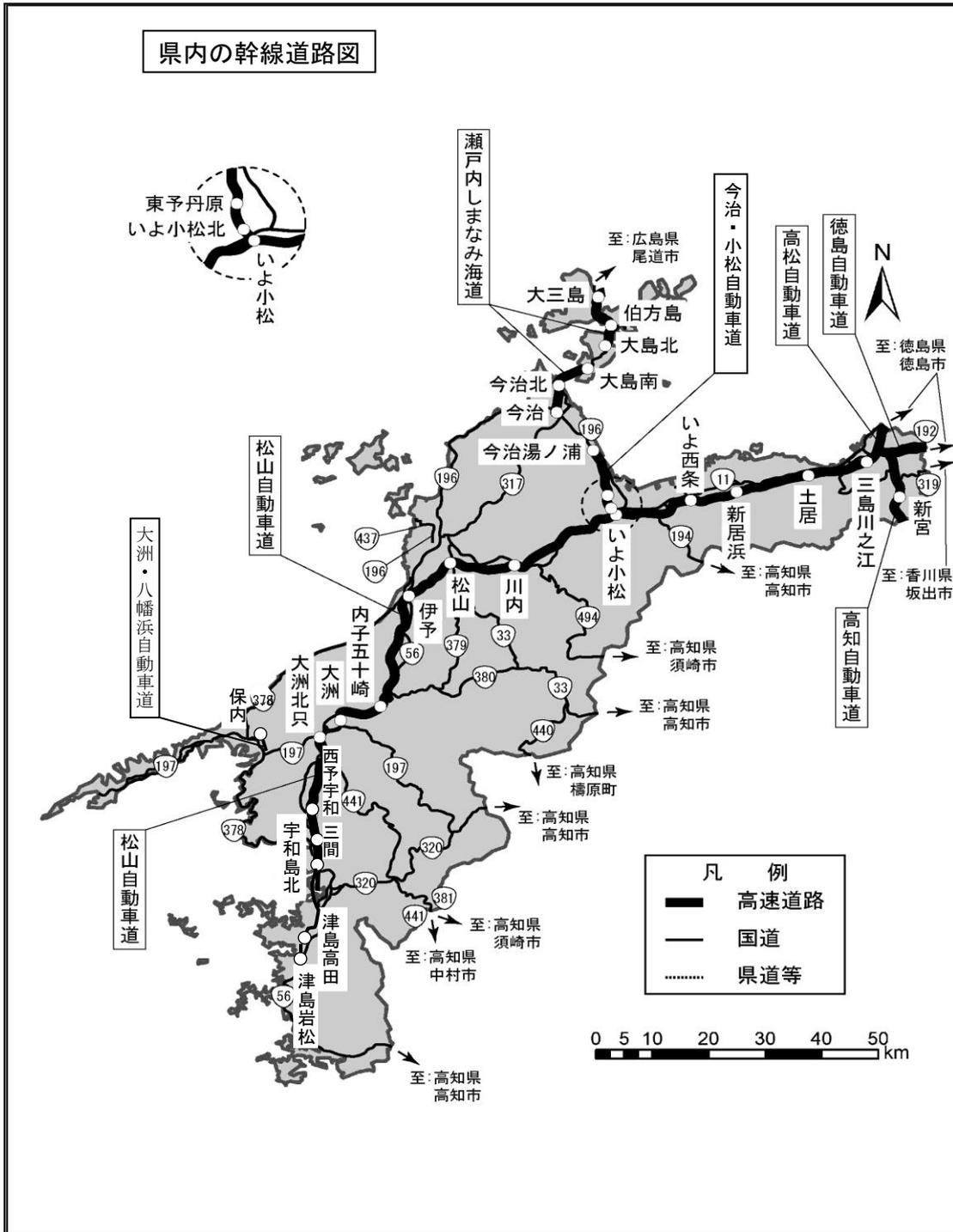
また、都市部の道路（街路）は、避難路・緊急輸送路・延焼遮断・ライフラインの確保等多くの防災機能を持つが、街路整備密度（市街地1km²における街路の整備延長）は、1.45km/km²（全国第39位）と全国平均1.86km/km²を大きく下回っている。

県内の道路は、瀬戸内海・宇和海沿岸部を結ぶ道路網と四国山地を横断して高知県に至る道路網の2つに大別される。

高速道路ネットワークは、徳島自動車道、松山自動車道が県内をほぼ東西に縦断し、途中、高松自動車道、高知自動車道、今治・小松自動車道を分岐し、瀬戸内しまなみ海道は、今治市から島しょ部を経て広島県尾道市まで至っている。また、現在、大洲・八幡浜自動車道、宇和島市から高知県西部へ向かう津島道路および今治市内の今治道路が整備中である。

国道については、国道11号が県内東部を東西に縦断して松山市に至っており、国道56号が松山市から県内を南西に縦断して高知県西部まで至っている。また、国道33号が松山市から南下して、四国山地を横断して高知県中央部へ至っている。

しかし、沿岸部と山間部を結び四国山地を縦断する路線は限られ、気象の影響を受けやすく通行に時間を要する。



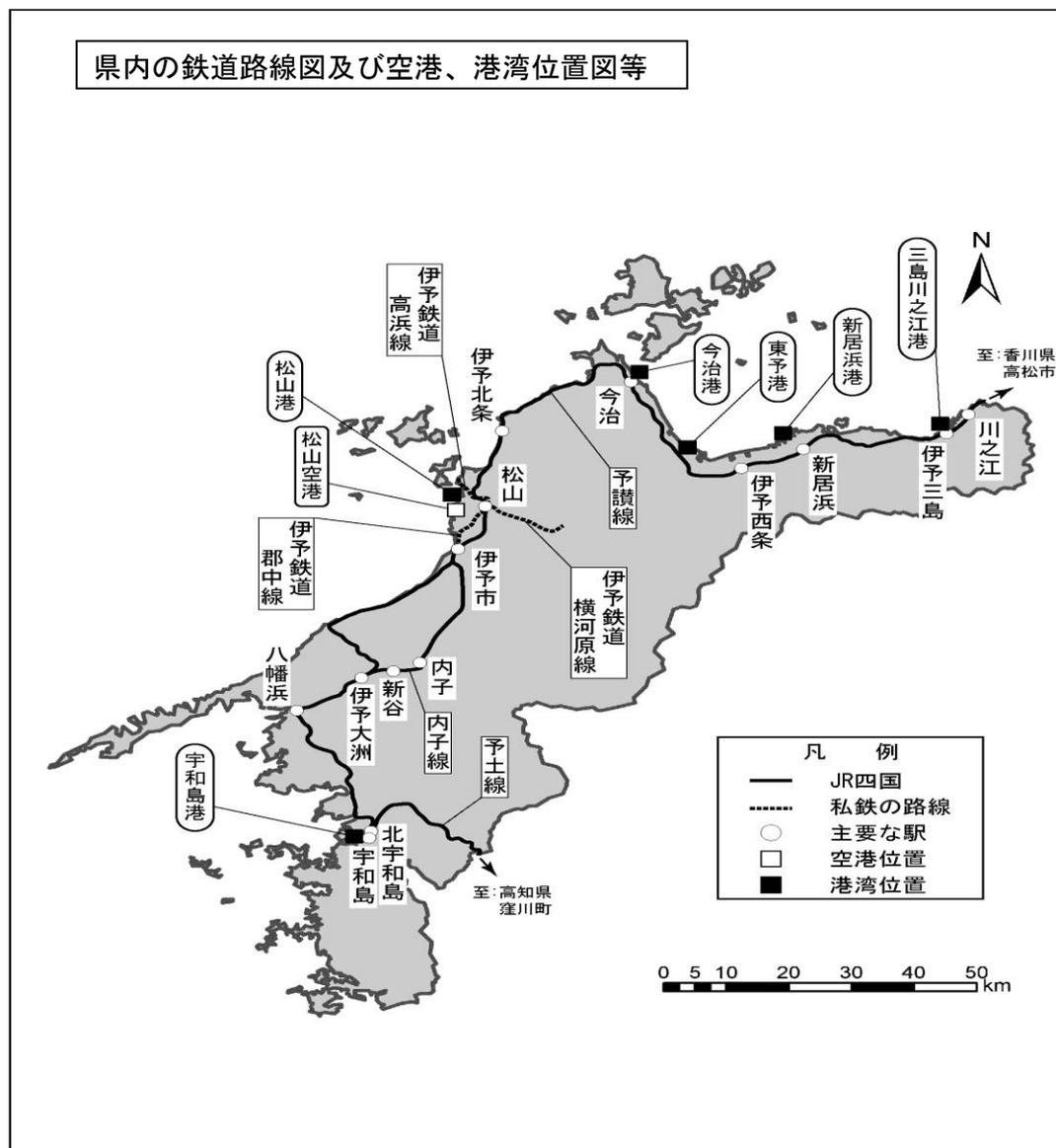
(5) 鉄道、空港、港湾の位置等

県内に鉄道路線を保有する事業者は、四国旅客鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社である。

四国旅客鉄道株式会社は、JR予讃線が県内を東西に縦断し、瀬戸内海及び宇和海の沿岸都市を結んでいる。この他、内子駅から新谷駅までのJR内子線、北宇和島駅から高知県の窪川駅へ至るJR予土線が整備されている。また、伊予鉄道株式会社は、松山市を中心に周辺市町に向け3路線整備されている。

空港は、松山空港が松山市の西部に位置し、大型機の離発着が可能な滑走路を有しており、東京、大阪等全国の都市へ定期便が就航している。

港湾は、県内に51港あり、そのうち重要港湾は、県管理の松山港、三島川之江港、東予港、宇和島港と市管理の今治港、新居浜港の6港湾である。



(6) 自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、松山駐屯地が松山市南梅本町に所在し、松山駐屯地には、第14旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の中部方面特科隊等が駐屯している。

また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に所在する。

(7) その他

ア 原子力発電所

県西部の佐田岬半島に位置する西宇和郡伊方町に、四国電力伊方発電所が立地している。伊方発電所は、1号機、2号機、3号機の原子炉から構成され、原子炉の電気出力は、それぞれ566kW、566kW、890kWとなっており、四国で唯一の原子力発電所である。

なお、1号機については、平成28年5月10日に、2号機については、平成30年5月23日に運転終了している。

イ 石油コンビナート等特別防災区域

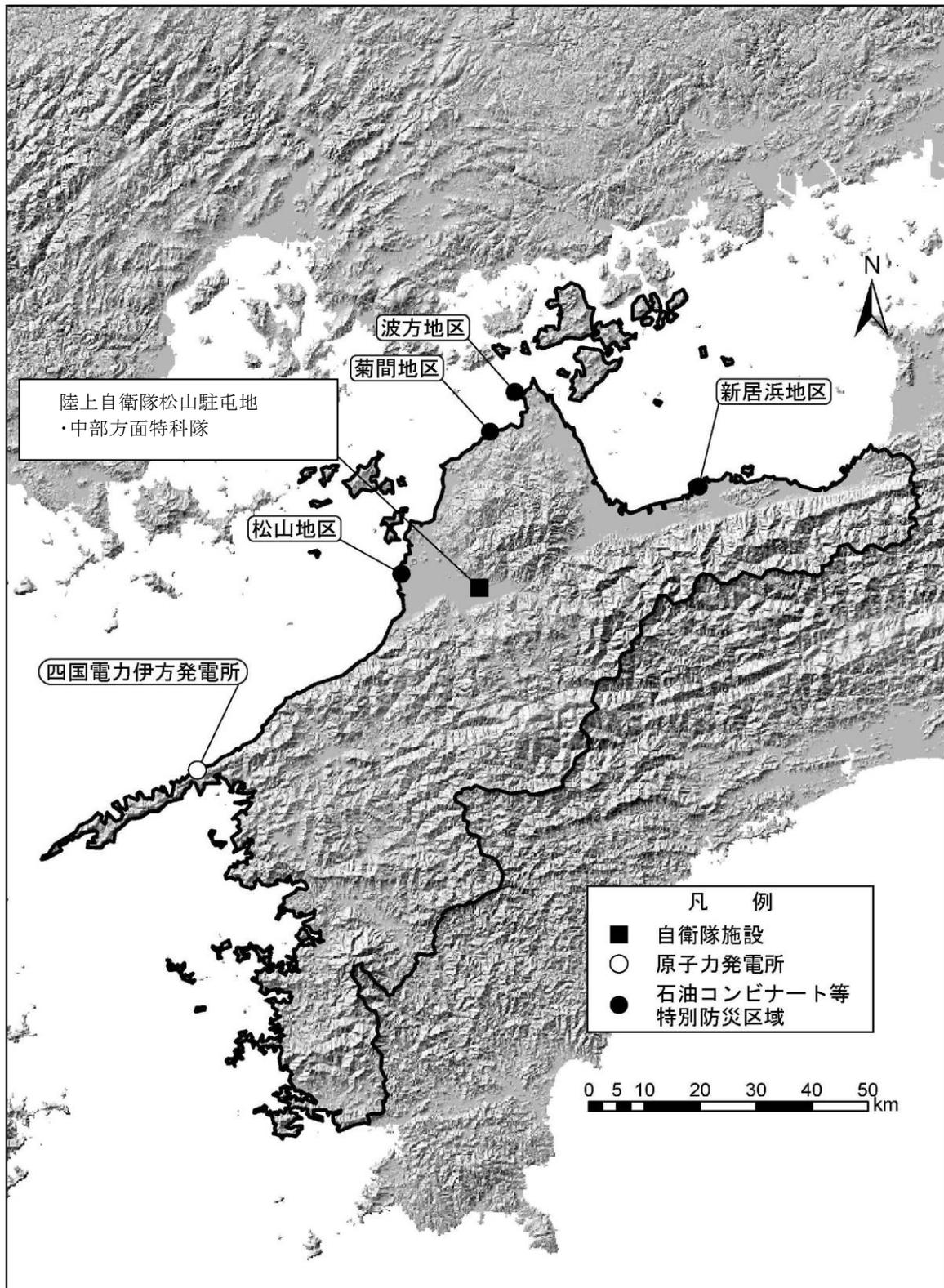
県内の石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）は、県東部の新居浜市市街地の北に位置する新居浜地区、今治市波方町の西端に位置する波方地区、今治市市街地から西方約13km離れた海岸線に位置する菊間地区、松山市市街地から西方約6kmの瀬戸内海に面する西部臨海工業地帯に位置する松山地区の4地区である。

各地区の業態は、新居浜地区が主に化学工業であり、波方地区は倉庫業（石油製品、LPガスの貯蔵）、菊間地区は石油精製業・倉庫業（原油備蓄）、松山地区は石油化学製品製造業・化学繊維製造業となっている。

資料1-6 伊方発電所に関する資料

資料1-7 石油コンビナート等施設に関する資料

自衛隊施設、原子力発電所、石油コンビナート等特別防災区域の位置図



第5章 県国民保護計画が対象とする事態

我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦が終結してから、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展のほか、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている。

県国民保護計画においては、国の基本指針において想定されている以下の武力攻撃事態及び緊急対処事態をもとに、現下の国際情勢や県の地理的、社会的特性を踏まえ、県内で起こりうる事態として、特に弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模テロなどに留意し、それぞれの事態に応じた国民保護措置を実施するものとする。

なお、事態の想定については、今後も国からの情報を踏まえ、関係機関と緊密な連携のもと、さらに研究を進め、県国民保護計画に反映するものとする。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本県の地理的条件などから、本県に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

(2) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、瀬戸内沿岸には、戦略目標となる工業地帯などが位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本県の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

従って、本県への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭（核・生物・化学兵器）などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行なわれるものと考えられるが、本県においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、わが国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本県への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

県国民保護計画では、世界各地で生起している大規模テロの発生等とほぼ同様の事態として捉え、都市部や発電所、石油コンビナートなどに対する、航空機などの交通機関を用いた攻撃やサリンなど多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による破壊・殺傷の事態を想定する。

(2) 愛媛県の緊急対処事態に関する事態の考え方

県内において、どのような事態が考えられるのかを「5W1H」で整理すると、次のとおりとなる。

ア 誰が (Who)

国際テロ組織などが対象となる。

イ いつ (When)

突発的に発生

ウ どこ (Where)

(ア) 都市部や交通拠点及び多数の人が集まるイベント会場、学校等

(イ) 伊方発電所

(ウ) 石油コンビナート等特別防災区域（新居浜・波方・菊間・松山地区）

エ 何を (What)

(ア) 破壊（損害）

(イ) 殺傷（恫喝）

(ウ) 殺傷につなげるための破壊

オ 何のために (Why)

(ア) 恐怖や苦痛を与え、我が国の国家意思または国策を特定の方に強制誘導する。

(イ) 破壊、機能障害あるいは損害を、自己の利益に転化する。

(ウ) 存在や実力の誇示により、自己に有利な環境を形成する。

カ どのように (How)

(ア) 『大量殺傷物質等による攻撃』

都市部等の市街地における、NBCの拡散・散布

(イ) 『交通機関を用いた攻撃』

伊方発電所、石油コンビナート等特別防災区域への航空機自爆テロ等

以上のことを踏まえ、県内で起こりうる武力攻撃事態と緊急処理事態を次表のとおりとする。

武 力 攻 撃 事 態		
	①ゲリラや特殊部隊による攻撃	② 弾 道 ミ サ イ ル 攻 撃
一般的に考えられる事態	<ul style="list-style-type: none"> 高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。 ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶などが使用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯のほか地方都市等も対象となりうる。 通常弾頭のほかにNBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。
県内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラや特殊部隊の侵入による伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。 この場合、侵入経路としては本県への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本県への攻撃も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や都市部の行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。
	③ 航 空 攻 撃	④ 着 上 陸 侵 攻
一般的に考えられる事態	<ul style="list-style-type: none"> 混乱と恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> 着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。
県内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 九州に着上陸後は、豊後水道への侵攻が想定されるが、豊後水道に面した本県の海岸線等は、大規模な着上陸攻撃に適さず、また継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。

緊急対処事態		
	攻撃の対象施設等による分類	
	①危険性を内在する物質を有する施設	②多数の人が集合する施設等
一般的に考えられる事態	<p>大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船（LNG運搬船等）への攻撃 ・ダム等の破壊 <p>など</p>	<p>爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・航空機・列車等公共交通機関の爆破 ・学校 <p>など</p>
県内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所 ・菊間国家石油備蓄基地 ・波方国家LPガス備蓄基地 ・石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山） ・危険物貯蔵施設 <p>などへの破壊活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR、フェリー乗り場などのターミナル駅や空港 ・航空機・列車・フェリー等公共交通機関 ・デパートやレジャー、イベント会場施設 ・学校 <p>などへの破壊活動</p>
	攻撃の手段による分類	
	①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（NBCの拡散・散布等）	②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ等）
一般的に考えられる事態	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 <p>など</p>	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設 ・原子力発電所 <p>など</p>
県内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、公共交通機関等でのNBC拡散・散布 ・ダムや浄水場への毒物、細菌の混入 <p>などによる破壊活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所 ・菊間国家石油備蓄基地 ・波方国家LPガス備蓄基地 ・石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山） <p>などに対する破壊活動</p>